

# 山梨県公報

第二千四百四十八号

平成二十六年

九月十一日

木曜日

## 目次

○換地計画の決定……………	五二五
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	五二五
○一般競争入札について……………	五二五
○砂利採取業務主任者試験の実施……………	五二七
○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(六件)……………	五二八
公安委員会	
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………	五二九
その他	
○裁決手続の開始……………	五三五
○一般競争入札について……………	五三九

## 告 示

### 山梨県告示第二百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(落合湯沢地区秋山工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十六年九月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

### 一 縦覧書類

換地計画書の写し

### 二 縦覧期間

平成二十六年九月十二日から同年十月十四日まで

三 縦覧場所  
南アルプス市役所  
四 異議申立期間  
平成二十六年十月十五日から同年十月二十九日まで

## 公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十六年九月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十六年九月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人日本ウバルバ協会

2 代表者の氏名 渡部 久

3 主たる事務所の所在地 山梨県山梨市小原東千二百六十六番地

4 定款に記載された目的

この法人は、野生アホロートルに関し、日本国内外において周知活動を行う。さらに、主にメキシコ国ソチミルコ地域を中心に、野生アホロートルの種の保存・繁殖・環境づくり等について幅広い国際協力活動を行い、経済活性化に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年九月四日から同年十一月三日まで

### ●一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十六年九月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする物品等の名称及び数量
  - (一) 名称 路面清掃車（リアダンブ真空式）
  - (二) 数量 一台
- 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。
- 3 供給場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県総務部管財課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
  - 1 次のいずれにも該当しない者であること。
    - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者
    - (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
    - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの
    - (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
    - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
  - 2 入札説明書に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明する書類を提出した者であること。
  - 3 納入しようとする物品に係るメンテナンスを知事の求めに応じて、山梨県内で速やかに対応できることを証明する書類を提出した者であること。
  - 4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百五号）に基づく再生手続開始の申立てをしてしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - 5 山梨県物品等競争入札参加資格者の登録を受けている者であること。
- 四 一般競争入札の参加資格の審査
  - 1 申請の時期 平成二十六年九月十一日（木）から同月十八日（木）まで（山梨県

- の休日を含め定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
  - 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。  
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部管財課
  - 五 入札手続等
    - 1 契約条項を示す場所等 四の3に掲げる場所
    - 2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から平成二十六年九月十八日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。
    - 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
    - 4 入札及び開札の日時及び場所
      - (一) 日時 平成二十六年十月二十三日（木）午前十一時
      - (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県防災新館四階四〇二会議室
    - 5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部管財課宛てに平成二十六年十月二十二日（水）午後四時までに到着するように送付すること。
    - 6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（車両本体、付属品、法定登録費用、リサイクル料及び登録代行手数料並びに消費税及び地方消費税の額の合計額）を入札書に記載すること。
    - 7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
      - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
      - (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。
      - (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
      - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
    - 8 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和二十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県総務部管財課（電話〇五五―二三三―二三九二）

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be procured:

Road sweeper (rear dump Vacuum type) 1 unit

2 Date and time of tender:

11:00AM October 23, 2014

3 Bureau in charge:

Property Management Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government

1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan

TEL 055-223-1392

● 砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十六年九月十一日

一 試験日時

山梨県知事 横 内 正 明

平成二十六年十一月十四日（金）午前十時から正午まで

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館四〇六会議室

三 受験資格

年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。

四 試験科目

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの） 一枚

2 受験手数料

八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

六 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六 受験願書受付期間

平成二十六年十月二十四日（金）から同年十一月七日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同月七日までの消印のあるものは有効とする。

七 受験願書の提出先

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

八 合格者の発表

平成二十六年十一月二十一日（金）に山梨県庁防災新館東側掲示板及び山梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に通知する。

九 その他

1 試験当日持参するもの

(一) 受験票

(二) 筆記用具

- 2 不明な点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五―二三三―一六四五）に問い合わせること。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年九月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十六年八月三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 TOKU

2 主たる営業所の所在地 山梨市小原西千四百十四番地二

3 代表者の氏名 徳満和哉

三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第九三四九号

四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十六年七月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年九月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十六年八月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社スバル工業

2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津五千四百四十六番地の一

3 代表者の氏名 武田秀男

三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第四六四〇号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十六年八月四日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年九月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十六年八月十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 キーチデンキ

2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町下黒駒百七十二番地六

3 代表者の氏名 加藤貴一郎

三 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第九二五二二号

四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十六年七月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年九月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十六年八月十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社トーケイ

2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原三千三十八番地八

3 代表者の氏名 渡邊東

三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第四九四九号

四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上

工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十六年八月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年九月十一日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年八月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 興和工業
  - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山上於曾二千四百四十三番地一
  - 3 代表者の氏名 板倉和仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第九一六一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年八月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年九月十一日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年八月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 田中電気工事
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市東下条町九番地一
  - 3 代表者の氏名 田中真
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第九三二九号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年八月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十六年九月十一日

山梨県公安委員会

委員長 真田 幸子

別表第一中

一三	斐崎市中央町一二番四号先（国道一四一号线と市道との交差点）	市民会館入口	六〇・八・二二六 告示第三一号
----	-------------------------------	--------	--------------------

一三	斐崎市中央町一二番地四先（主要地方道斐崎昇仙峡線と市道との交差点）	中央町	平成二十六年九月一日 告示第一〇〇号
----	-----------------------------------	-----	-----------------------

四三	南巨摩郡増穂町青柳町八六一番地の四先（農道青柳大柵線と町道青柳一一号线との十字路交差点）	県営住宅第二団地東側	平成二二年四月一〇日 告示第一八号
----	--	------------	----------------------

四三	削除		平成二十六年九月一日 告示第一〇〇号
----	----	--	-----------------------

に改める。  
別表第四中

一三三二	市道	甲府市下河原町四二六番地先（タキゲン甲府）	車両	車両進行	南甲	五六・七・二八
------	----	-----------------------	----	------	----	---------

販売)から甲府市下河原町四二四番地先(河野安蔵方前)まで(四一メートルの間)
へ 終 日
四一 号

を

二二三一
削除
南甲府
平成二六年九月一日
告示第一〇〇号

に改める。  
別表第十中

を

三〇五
国道二〇号線
甲府市住吉四丁目二三番一三号先(上町交差点)
五
南甲府
六〇・八・二六三二号

を

三〇五
国道二〇号
甲府市住吉四丁目二三番一三号先(小瀬スポーツ公園入口交差点)
五
南甲府
平成二六年九月一日
告示第一〇〇号

に、

八〇五
県道野呂川波高島線
南巨摩郡早川町高住六三〇番地先(飯田文雄方前)
一
鰍沢
四九・四・一一一六号

を

八〇五
県道野呂川波高島線
南巨摩郡早川町高住六三〇番地先(県道と町道との十字路交差点)
三
南部
平成二六年九月一日
告示第一〇〇号

町道角瀬部落合線

に、

一、七九一
国道五二号线
南巨摩郡中富町飯富一、四五六番地先(新早川橋バス停留所前)
一
鰍沢
五一・一・三一五号

を

一、七九一
国道五二号线
南巨摩郡身延町飯富一、八四四番地二先(新早川橋バス停留所北)
一
南部
平成二六年九月一日
告示第一〇〇号

に、

二、二二〇
町道六九号线
北巨摩郡長坂町長坂上条一、六〇六番地長坂中学校前
一
長坂
五三・一〇・九三八号

を

二、二二〇
市道
北杜市長坂町長坂上条一、六〇三番地一先(長坂小学校北東側三差路交差点)
一
北杜
平成二六年九月一日
告示第一〇〇号

に、

二、八七一
町道
南巨摩郡増穂町青柳町八六一番地の四先(県営住宅第二団地東側交差点)
二
鰍沢
平二二・四・一〇〇号
告示第一八号

を

二、八七一
削除
鰍沢
平成二六年九月

									一一日 告示第一〇〇号

五、〇五八	市道	北杜市長坂町長坂上条一、六〇七番地先（長坂中学校入口丁字路交差点）	二	長坂	平成一六年一月一日 告示第九二号
-------	----	-----------------------------------	---	----	---------------------

五、〇五八	市道	北杜市長坂町長坂上条一、六〇七番地先（長坂中学校入口丁字路交差点）	一	北杜	平成二六年九月一日 告示第一〇〇号
-------	----	-----------------------------------	---	----	----------------------

五、四五三	市道	上野原市コモアしおつ三丁目一〇番四号先（センターコム集会所南西側）	一	上野原	平成二六年二月一七日 告示第一三三号
-------	----	-----------------------------------	---	-----	-----------------------

五、四五三	市道	上野原市コモアしおつ三丁目一〇番四号先（センターコム集会所南西側）	一	上野原	平成二六年二月一七日 告示第一三三号
五、四五四	市道	甲府市中町四五二番地先（市道同士の丁字路交差点）	一	南甲府	平成二六年九月一日 告示第一〇〇号
五、四五五	市道	甲斐市竜王五二三番地一先（竜王一区交差点）	二	葦崎	平成二六年九月一日 告示第一〇〇号
五、四五六	市道	北杜市長坂町長坂上条一、六一一番地先（市道同士の十字路交	一	北杜	平成二六年九月一日

五、四五七	県道船津小海線	南都留郡富士河口湖町船津一、七七七番地先（県道船津小海線と町道との十字路交差点）	一	富士吉田	平成二六年九月一日 告示第一〇〇号
-------	---------	--	---	------	----------------------

に改める。  
別表第十六中

三、二〇〇	町道 日野春六五号線	北巨摩郡長坂町長坂上条一、六一番地清水光彦方北	長坂	五四・一・二五三三
三、二〇一	町道 日野春六五号線	北巨摩郡長坂町長坂上条二、二八番地（三沢ホームガソリンスタンド）	長坂	五四・一・二五三三

三、二〇〇	市道	北杜市長坂町長坂上条二、二二八番地五先（長坂中学校北側十字路交差点・南進車両）	北杜	平成二六年九月一日 告示第一〇〇号
三、二〇一	市道	北杜市長坂町長坂上条二、二三三番地先（長坂中学校北側十字路交差点・北進車両）	北杜	平成二六年九月一日 告示第一〇〇号

三、五九一	国道 二〇号線 勝沼バイパス	東山梨郡勝沼町字夏秋二、五五七番地片田春雄所有畑北側国道二〇号線（旧道）に進入する車両	塩山	五四・一・一七四八
-------	----------------	---	----	-----------

七、一六四	市道	甲府市国母七丁目三番六号先 (田辺輪業店西側)	南甲府	六二・七・九 二七号
四、二二四	市道	甲府市千塚三丁目七番一八号先 (市道同士の丁字路交差点・南進車両)	甲府	平成二六年九月 一一日 告示第一〇〇号
四、二二四	市道	甲府市千塚三丁目七番一八号先 (市道と甲府水道道との十字路 交差点・東進車両)	甲府	平成二四年三月 二九日 告示第三二号
四、二二二	市道	甲府市千塚三丁目七番一六号先 (市道と甲府水道道との丁字路 交差点・北進車両)	甲府	平成二六年九月 一一日 告示第一〇〇号
四、二二二	市道	甲府市千塚三丁目七番一六号先 (市道と甲府水道道との十字路 交差点・西進車両)	甲府	平成二四年三月 二九日 告示第三二号
三、五九一	国道二 〇号	甲府市勝沼町勝沼二、二五九番 地先(柏尾交差点西側左折導流 部・西進車両)	日下部	平成二六年九月 一一日 告示第一〇〇号

八、三八一	削除		南部	平成二六年九月 一一日
八、三八一	町道	南巨摩郡身延町波木井無番地先 (第二波木井川橋北側)	南部	平五・七・八 告示第二八号
八、二四五	市道	笛吹市御坂町下黒駒一、三三〇 番地先(市道同士の丁字路交差 点・南進車両)	笛吹	平成二六年九月 一一日 告示第一〇〇号
八、二四五	町道	東八代郡御坂町下黒駒一、三〇 五番地の一先(金川工業団地南 方・県道上黒駒石和線との交差 点)	石和	平四・五・一四 一八号
七、一六七	市道	甲府市国母七丁目五番三四号先 (市道同士の丁字路交差点・西 進車両)	南甲府	平成二六年九月 一一日 告示第一〇〇号
七、一六七	市道	甲府市国母七丁目五七一番地の 一先(山本かの江方北側)	南甲府	六二・七・九 二七号
七、一六四	削除		南甲府	平成二六年九月 一一日 告示第一〇〇号



				告示第一〇〇号
--	--	--	--	---------

一〇、五八七	広域農道一号线	北巨摩郡大泉村谷戸八、二四一番地先（白旗神社北側交差点南側・北進車両）	長坂	平成一五年一月二〇日 告示第三号
一〇、五八八	広域農道一号线	北巨摩郡大泉村谷戸八、二四〇番地三七二先（白旗神社北側交差点北側・南進車両）	長坂	平成一五年一月二〇日 告示第三号

一〇、五八七	市道	北杜市大泉町西井出八、二四二番地先（白旗神社北側交差点・北進車両）	北杜	平成二六年九月一日 告示第一〇〇号
一〇、五八八	市道	北杜市大泉町西井出八、二四〇番地三七二先（白旗神社北側交差点・南進車両）	北杜	平成二六年九月一日 告示第一〇〇号

一一、六九三	市道	北杜市須玉町大豆生田八八三番地三先（穂足郵便局南側丁字路交差点・西進車両）	北杜	平成二五年四月八日 告示第四八号
--------	----	---------------------------------------	----	---------------------

一一、六九三	市道	北杜市須玉町大豆生田六八三番地三先（穂足郵便局南側丁字路交差点・西進車両）	北杜	平成二六年九月一日 告示第一〇〇号
--------	----	---------------------------------------	----	----------------------

一一、七四六	市道	韮崎市中央町二番地四先（市道）	韮崎	平成二六年五月
--------	----	-----------------	----	---------

		同士の五差路交差点・東進車両		一五日 告示第四九号
--	--	----------------	--	---------------

一一、七四六	市道	韮崎市中央町二番地四先（市道同士の五差路交差点・東進車両）	韮崎	平成二六年五月一日 告示第四九号
一一、七四七	市道	甲府市下今井町二五七番地先（市道同士の十字路交差点・北進車両）	南甲府	平成二六年九月一日 告示第一〇〇号

一一、七四八	市道	甲府市下今井町四一番地三先（市道同士の十字路交差点・南進車両）	南甲府	平成二六年九月一日 告示第一〇〇号
一一、七四九	市道	韮崎市富士見一丁目一番三八号先（富士見町ガード東側十字路交差点・南進車両）	韮崎	平成二六年九月一日 告示第一〇〇号
一一、七五〇	市道	韮崎市富士見二丁目一番五二号先（富士見町ガード東側十字路交差点・北進車両）	韮崎	平成二六年九月一日 告示第一〇〇号

一一、七五一	農道（町道） 青柳大柵線	南巨摩郡富士川町青柳町八六一番地一先（町道と農道との十字路交差点・南進車両）	鰍沢	平成二六年九月一日 告示第一〇〇号
一一、七五二	農道（町道） 青柳大柵線	南巨摩郡富士川町青柳町一、七五二番地一先（町道と農道との十字路交差点・北進車両）	鰍沢	平成二六年九月一日 告示第一〇〇号

に改める。  
別表第二十二の二中

一四	国道五二号	甲府市上石田一丁目一〇番二〇号先(国道五二号同士の丁字路交差点)	貢川橋西	甲府	平成二十六年六月十九日 告示第七〇号
----	-------	----------------------------------	------	----	-----------------------

を

一四	国道五二号	甲府市上石田一丁目一〇番二〇号先(国道五二号同士の丁字路交差点)	貢川橋西	甲府	平成二十六年六月十九日 告示第七〇号
一五	国道二〇号	甲斐市下今井三、〇五一番地先(国道二〇号と市道との丁字路交差点)	南原	斐崎	平成二十六年九月一日 告示第一〇〇号
一六	国道二〇号	甲斐市下今井二、九六〇番地先(国道二〇号と市道赤坂公園本線との丁字路交差点)	赤坂総合公園入口	斐崎	平成二十六年九月一日 告示第一〇〇号

に改める。  
別表第二十三中

四一	国道五二号	甲府市上石田一丁目一〇番一九号(貢川橋西詰交差点から東へ一〇〇メートルの間)	車両	甲府	平成二十六年六月十九日 告示第七〇号
----	-------	--	----	----	-----------------------

を

四一	国道五二号	甲府市上石田一丁目一〇番一九号(貢川橋西詰交差点)	車両	甲府	平成二十六年六月十九日 告示第七〇号
----	-------	---------------------------	----	----	-----------------------

四二	国道二〇号	甲斐市下今井三、〇五一番地先(国道二〇号と市道との丁字路交差点)から南東へ一〇〇メートルの間	車両	斐崎	平成二十六年九月一日 告示第一〇〇号
四三	国道二〇号	甲斐市下今井二、九六〇番地先(国道二〇号と市道赤坂公園本線との丁字路交差点)から南東へ一〇〇メートルの間	車両	斐崎	平成二十六年九月一日 告示第一〇〇号

に改める。  
別表第三十三中

五八	国道二〇号線	甲府市住吉四丁目三番一三号先(上町交差点)	四	六〇・八・二六 三一号
----	--------	-----------------------	---	----------------

を

五八	国道二〇号	甲府市住吉四丁目三番一三号先(小瀬スポーツ公園入口交差点)	四	平成二十六年九月一日 告示第一〇〇号
----	-------	-------------------------------	---	-----------------------

に改める。

## その他

### ● 裁決手続の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十六年九月十一日

山 梨 県 収 用 委 員 会

#### 一 起業者の名称

国土交通大臣

#### 二 事業の種類

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（山梨県南巨摩郡南部町福土字坂下地内から同県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸地内まで）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事

#### 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表のとおり

#### 四 土地所有者の氏名及び住所

別表のとおり

#### 五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

別表のとおり

#### 六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十六年九月四日

(別表1)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者	土地に関して所有権以外の権利を有する関係人		備考	
所在地	地番	地目		地積 (㎡)	実測積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名及び住所		氏名及び住所
		山梨県 南巨摩郡 南部町 塩沢 字後原	863番			原野			山林 及び 道路	
東日本電信電話株式会社 支配人東京事業部長 加賀谷卓 東京都港区港南 一丁目9番1号	賃借権 及び 使用借権									
							南部町 上記代表者 南部町長 佐野和広 山梨県南巨摩郡南部町福士 28505番地2	使用借権		

(別 表2)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者	土地に関して所有権以外の権利を有する関係人		備考	
所在地	地番	地目		地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名及び住所	氏名及び住所	権利の種類	
		公簿	現況	公簿	実測					
山梨県 南巨摩郡 南部町 塩沢 字後原	865番	原野	山林 及び 道路	2009	857.73	428.81 内訳 (山林部分 412.17) (道路部分 16.64)	半田和廣 ただし、登記事項証明書上の氏名は 半田和廣 静岡県裾野市葛山70番地の3 ただし、登記事項証明書上の住所は 静岡県裾野市葛山70番地3	東京電力株式会社 代表執行役 廣瀬直己 東京都千代田区内幸町 一丁目1番3号	使用借権	使用しようとする土地とは別図のとおり (別図略)
							東日本電信電話株式会社 支配人東京事業部長 加賀谷卓 東京都港区港南 一丁目9番1号	使用借権		
							南部町 上記代表者 南部町長 佐野和広 山梨県南巨摩郡南部町富士 28505番地2	使用借権		

(別表3)

裁決手続開始を決定した土地							土地所有者	土地に関して所有権以外の権利を有する関係人		備考
所在地	地番	地目		地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)		氏名及び住所	氏名及び住所	
		公簿	現況	公簿	実測					
山梨県 南巨摩郡 南都町 塩沢 字竹之久保	1597番	山林	山林	5895	5901.08	1057.73	半田和廣 ただし、登記事項証明書上の氏名は 半田和廣 静岡県裾野市葛山70番地の3 ただし、登記事項証明書上の住所は 静岡県裾野市葛山70番地3	なし	なし	使用しようとする土地とは別図のとおり (別図略)

● 山梨県道路公社公告第五号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十六年九月十一日

雁坂トンネル有料道路管理事務所長 雨宮一彦

一 一般競争入札に付する事項

1 工事名

雁坂トンネル警報制御盤改修工事

2 工事場所

山梨県山梨市三富川浦地内

3 工事概要

トンネル警報制御盤更新 一式

4 工期

平成二十六年十月六日から平成二十七年三月十三日まで

5 予定価格（税込み）

二千三百四十三万六千円

二 入札参加資格申請の受付期間

平成二十六年九月十九日（金）から同月二十六日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他

詳細は、山梨県道路公社雁坂トンネル有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。

(URL) <http://www.fruits.ne.jp/~karisaka/>

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番